

名古屋港管理組合請負工事成績評定要綱

平成18年8月1日訓第13号

(目的)

第1条 この要綱は、工事施行規程（昭和39年訓令第12号。以下「施行規程」という。）第33条及び第44条に基づき、本組合が行う工事に係る成績評定について必要な事項を定め、監督職員及び検査職員が評定を厳正かつ適切に実施することにより、工事に関する技術水準の向上に資するとともに、受注者の適正な選定及び指導育成を図ることを目的とする。

(評定の対象)

第2条 工事成績の評定（以下「評定」という。）は、一件の契約金額が500万円以上の請負工事について行うものとする。ただし、施行規程第10条第2項に規定する緊急工事及び主たる内容が草刈等役務提供の工事については、評定は行わないものとする。

(評定者)

第3条 評定を行う者（以下「評定者」という。）は、次の者とする。

- (1) 施行規程第11条第1項に規定する総括監督員及び主任現場監督員
- (2) 施行規程第34条に規定する検査職員

(評定の時期)

第4条 評定の時期は、総括監督員及び主任現場監督員にあつては、工事が完成したとき、検査職員にあつては、完成検査を実施したときとする。

(評定の方法)

第5条 評定は、工事ごとに独立して行うものとする。

- 2 評定は、監督又は検査により確認した事項に基づき、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。
- 3 工事成績の採点は、工事成績配分表（別紙）により行うものとする。

4 細目別評定点の算出は、細目別評定点採点表（様式第1号）によるものとする。

5 評定結果は、工事成績採点表（様式第2号）に記録するものとする。

（評定結果の提出）

第6条 評定者は、前条の規定により作成した細目別評定点採点表及び工事成績採点表を、建設部長に提出するものとする。

（評定結果の通知）

第7条 建設部長は、別に定める名古屋港管理組合請負工事成績評定通知実施要領（平成18年訓第14号。以下「評定通知実施要領」という。）により、当該工事の受注者へ評定結果を通知するものとする。

（説明請求）

第8条 前条による通知を受けた者は、評定通知実施要領の定めるところにより、当該評定について説明を請求することができる。

（評定結果の修正）

第9条 評定者は、第7条の通知をした後に評定を修正すべきと認めるときは、評定を修正するものとする。修正された評定の取扱いについては、第6条から前条まで、次条及び第11条の規定を準用する。

（受注者に対する指導）

第10条 建設部長は、評定点合計が60点未満となった工事の受注者に対して、評定の内容を説明し、改善のための指導を行うものとする。

（評定結果の公表）

第11条 建設部長は、第7条に規定する評定結果の通知を行ったときは、その評定結果を公表するものとする。

附 則

この訓は、平成18年8月1日から施行する。

附 則（平成23年訓第4号）

この訓は、平成２３年４月１日から施行する。

附 則（平成２３年訓第９号）

この訓は、平成２３年７月１日から施行する。

附 則（平成２５年訓第１号）

この訓は、平成２５年４月１日から施行する。

附 則（令和５年訓第９号）

この訓は、令和５年４月１日から施行する。

附 則（令和７年訓第２２号）

この訓は、令和７年７月１日から施行する。